

その他の取組み

◆事業の目的

地域の活性化を図るため、移住定住の促進、起業の誘発、交流の促進等の分野に該当しない、県内の各地域ならではの独自性（特性や優位性）を活用した先進的かつモデル的な取組みに対して支援します。

◆補助対象事業

地域の特性や優位性を生かした先進的かつモデル的な取組み

◆事業実施者

(1) 市町村等

例：市町村、広域連合、一部事務組合、市町村が参画し、かつ中心となって運営する実行委員会・協議会等

※ 熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は対象となることがあります。

(2) 地域団体等

例：地域づくり団体、地域コミュニティ組織、NPO法人、福祉・商工・農林水産・文化関係団体、地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等

◆補助種別・補助率・補助上限額等

補助種別	補助率	補助上限
ソフト事業	補助対象経費の1/2以内	2,000千円

◆補助対象経費

補助対象事業実施に要する経費。

なお、次の経費は除きます。

- ・団体の組織や施設の運営に要する経費
- ・飲食に要する経費
- ・その他、知事が不相当と認める経費

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】

補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。

ただし、自己資金が500千円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、500千円を限度に事業収入を自己資金扱いにできます。

◆審査の視点

- (1) 市町村や地域団体自らが主体的に取り組む事業か
- (2) 地域の特性や優位性といえる地域資源を十分に生かした取組みか
- (3) 事業に新規性、先進性及びモデル性があるか
- (4) 次年度以降の継続的な事業実施が見込めるか など

◆補助対象事業例

〔以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直して申請しても必ずしも採択されるものではありません。〕

- (1) 地域資源を活用した試験・研究の取組み
- (2) ICTを活用した地域の特性や優位性を生かした取組み

◆特記事項

ICTを活用した取組みを行う場合には、市町村や地域団体等の地域の関係者で構成する協議会等の設置・運営を必須とします。